

# 令和2年度白井市入札等監視委員会（第1回）

## 会議録

1. 日 時 令和2年7月31日（金） 午後1時45分から
2. 場 所 市役所3階特別会議室
3. 出席者 宗藤委員長、菊池委員、三枝委員  
高山財政課長、武藤主査、浅見主事補
4. 傍聴者 なし（会議非公開のため）
5. 次 第
  - 1 開 会
  - 2 委員長あいさつ
  - 3 議 題
    - （1）平成31年度下半期分の一般競争入札契約の審査
    - （2）平成31年度下半期分の指名競争入札契約の審査
    - （3）平成31年度下半期分の随意契約の審査
    - （4）その他
  - 4 閉 会

## 令和2年度第1回会議

### 《委員長》

それでは、これより議事に入ります。

議事に入る前に、お願いしたい事項が2点ほどございます。

1点目は質疑等がある場合は、項目ごとに事務局からの説明が終了した後に、お願いいたします。

2点目ですが、本日の会議は時間が限られていますので、発言する方は簡潔明瞭にお願いいたします。

それでは、議題1 「平成31年度下半期分の一般競争入札契約の審査」について、事務局から審議事案の説明を求めます。

### 《事務局》

説明資料につきましては、事前に送付させていただきました追加資料の1ページから24ページとなります。

資料を事前に配布させていただいておりますので、概要の説明とさせていただきます。

一般競争入札については、地域要件や受注実績などの参加資格要件を設定しており、全て制限付き一般競争入札で実施しています。

1ページのNo.4「七次台中学校柔剣道場吊り天井等耐震改修工事」についてご説明いたします。

本工事の業種は「建築一式工事」で、執行理由は、「当施設は部活動等で日常的に使用されており、また災害時の避難所となる施設にもなっていますが、吊り天井については耐震性が確保されていないため、改修工事を執行するものです。」

入札参加資格要件等につきましては、

- ・白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「建築一式工事」に登録がある者
- ・格付け等要件：A・B・C
- ・地域要件は、千葉県内に本店（社）を有する者
- ・実績要件は、

過去10カ年度（平成21年度から平成30年度）及び本件の公告日までに、国又は地方公共団体等が発注した改修工事で請負金額2,000万円以上の建築一式工事を、元請けとして施工した実績がある者

- ・技術者等の個人資格要件は、

当該工事に一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する技術者を配置できる者

- ・その他要件は、社会保険等に加入していること  
という要件でした。

入札への資格確認申請者数は 3 者、そして、入札参加者数も 3 者 でした。

2 ページをご覧ください。

金額につきましては、

予定価格 税抜きが 2,720 万円、に対し、最低制限価格 税抜きが 2,176 万円にて入札を行いました。1 回目・2 回目の入札で、予定価格に達する入札がなく、最低入札者に対し不落随契をするため見積依頼をしましたが辞退され、不調となった案件です。

この案件には、委員より 1 つ、ご質問をいただいております。

「入札不調となった原因として考えられるものは。特に 1 回目と 2 回目に入札した業者が不落随契の際には見積辞退をしており、これらの点も含めて確認したい。」ということで、

本案件の 2 回目の入札を辞退した 2 者の理由は、

- ・積算の結果、採算が合わないため。
- ・会社都合による。

というものでした。この 2 者については、1 回目の入札結果（入札最低金額）から想定される予定価格と入札額との差額が大きかったことから、辞退したものと考えられます。

1 回目と 2 回目に入札した業者の見積辞退理由は、

- ・積算錯誤のため。

というものでした。

また、本件開札後に規模の大きな建築一式工事案件（学校トイレ改修工事）の入札が控えていたことも原因の 1 つと考えられます。学校トイレ改修工事の入札者も本件に参加した同三業者でした。

3 ページのNo.7 「舗装修繕工事（H31-5）」についてご説明いたします。

本工事の業種は「ほ装工事」で、執行理由は、「舗装の老朽化に伴う破損の著しい区間の道路維持を目的として舗装修繕を行うものです。」

入札参加資格要件等につきましては、

- ・白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「ほ装工事」に登録がある者
- ・格付け等要件：A・B・C
- ・地域要件は、白井市内に本店(社)、支店(社)又は営業所(出張所)を有する者
- ・実績要件は、

過去 10 カ年度（平成 21 年度から平成 30 年度まで）及び本件公告日までに、国又は地方公共団体等が発注した契約金額 500 万円以上の道路舗装工事を元請けとして施工した実績がある者

- ・技術者等の個人資格要件は、

当該工事に土木施工管理技士（1 級又は 2 級）又は舗装施工管理技士（1 級又は 2

級)の資格を有する技術者を配置できる者

・その他要件は、法人市民税に滞納がない者、社会保険等に加入していることという要件でした。

入札への資格確認申請者数は 7 者、そして、入札参加者数も 7 者 でした。

4 ページをご覧ください。

金額につきましては、

予定価格 税抜きが 3,047 万円、最低制限価格 税抜きが 2,437 万 6 千円に対し、落札価格 税抜きで 2,460 万円、契約金額 税込で 2,706 万円、落札率は 80.74%。

落札者は、目黒建設総業 株式会社 となっております。

この案件には、委員より 1 つ、ご質問をいただいております。

「最低制限による失格が多数見受けられるが、最低制限価格が高すぎたということはないか。」ということで、

建設工事の最低制限価格については、「白井市建設工事最低制限価格運用要領」により、「工事の設計額に 10 分の 8 を乗じて得た額」と規定しています。これは、市のこれまでの建設工事に係る落札率、建設工事の最低制限価格の設定動向及び他市や千葉県における算出方法を勘案し設定しております。

また、一般競争入札につきましては、競争性が高く、低廉な調達が可能である反面、ダンピング受注が起りやすく、手抜きや下請けへのしわ寄せにつながる可能性があるため、最低制限価格を設けております。

本案件については、最低制限価格付近（100 万円以内）で失格となった者が半数以上であることから、より競争性が働いた結果と捉えており、一般競争入札の際の最低制限価格は妥当であったと考えております。

続きまして 5 ページをご覧ください。No. 14「市有財産売却(H31-1)」について、ご説明いたします。

本事業の業種は「市有財産（土地）売却」で、執行理由は、「池の上一丁目集会所予定地につきましては、普通財産であり今後集会所の建設予定がないため、白井市行政経営改革実施計画及び白井市公有財産利活用基本方針に基づき、市有財産（土地）の売却を行うものです。」

入札参加資格要件等につきましては、

次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加することができない。として

- ・地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当すると認められる者
- ・地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当する者で、当該事実があつ

た日から2年を経過していない者

- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
  - ・日本語を完全に理解できない者
  - ・白井市が行う公有財産売却にて、落札決定後契約を辞退した者
  - ・白井市が定める本（白井市インターネット公有財産売却）ガイドライン及びヤフオク！に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者
  - ・公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
  - ・入札に参加しようとする者又は役員が暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人と密接な関係を有する者
- という要件でした。

入札への参加申込者数は 1 者、そして、入札参加者数 1 者 でした。

6 ページをご覧ください。

金額につきましては、

予定価格（最低売却価格）が 2,420 万円に対し、落札価格（契約金額） 2,425 万円、落札率は 100.2%。契約の相手方は、（説明書に記載が漏れてしまいましたが）日動建設株式会社となっています。不動産仲介業、宅地開発、注文住宅・リフォームなどを手掛けている会社です。

この案件には、委員より

- ①売却した財産とは、どのような財産か。
  - ②予定価格は、どのように算定したのか。
  - ③入札参加者の資格要件は、どのようなものか。
  - ④落札者において取得財産をどのように活用するのか、市においてあらかじめ確認することになっているのか。
- との4つのご質問をいただいております。

「①売却した財産とは、どのような財産か」につきましては、売却した財産は、市が所有する普通財産の土地であり、千葉ニュータウン事業において池の上一丁目地区の集会所予定地として、市に帰属されましたが、今後集会所の建設予定がないため売却したものです。

「②予定価格は、どのように算定したのか」につきましては、予定価格は、不動産鑑定（1者）を行い、鑑定評価額を基に設定しております。

「③入札参加者の資格要件は、どのようなものか」につきましては、先にご説明させていただきましてとおり、8つの要件を設定しました。

なお、公有財産の売却は、これまで一般競争入札により、入札参加者を募り、庁舎内会議室を会場として入札（開札）を行っておりましたが、参加者が参加申込や入札（開札）等の度に来庁したり、書類の作成など手続きが煩雑であったため、より効果的・効率的な電子入札を採用するため、平成30年度に必要な財務規則の改正を行いました。

電子入札システムについては、広く一般に認知され、千葉県内においても半数近くの自治体で利用されているヤフー株式会社が運営するインターネット公有財産売却システムを利用しておりますが、令和3年3月末日でサービス提供終了とのことです。

「④落札者において取得財産をどのように活用するのか、市においてあらかじめ確認することになっているのか」につきましては、まず売却の条件として、次の特約を付しております。

・売買契約締結後に関する特約

- (1) 一戸建ての専用住宅とすること
- (2) 2区画とし、1区画170㎡以上とすること
- (3) 土地の転売・譲渡や建設後に転貸する時も建設する建物は、店舗及び福祉施設以外のものとすること
- (4) 所有権の移転から2年以内に建設すること
- (5) 昭和61年の池の上一丁目の土地分譲時の住宅・都市整備公団千葉開発局との土地譲渡契約書及び覚書（下記の内容）に準じること

・建築基準法、都市計画法等の関係法令を遵守すること

・階層 2階建て以下

・棟数 1棟 1戸建て（車庫・倉庫を除く）

・建物高さ 10m以内

など、となっております。

また、これらの履行状況を市においてあらかじめ確認することには、なっておりませんが、契約約款で、

- ・特約に定める義務を履行しないときは、催告なしに契約を解除できること
- ・解除権を行使したときは、買受人の負担において売買物件を原状に回復し、指定期日までに返還すること

などを規定しております。

以上で一般競争入札案件の審議事案の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

《委員長》

事務局からの説明が終わりました。

ご意見、ご質問等がございましたら、発言をお願いいたします。

なお、発言の際は、審議事案説明書の事業名をおっしゃってから発言をお願いします。

《委員》

No. 14の「市有財産売却（H31-1）」についてですが、公有財産の売却の電子入札システムについては、ヤフー株式会社が運営するインターネット公有財産売却システムを利用しているが、令和3年3月末日でサービスの提供終了してしまうとのことでしたが、その後はどのような方法で売却されるのでしょうか。

《事務局》

新たに利用を始めたところで公有財産売却システムが終了してしまい、非常に残念ですが、市では、これまで積極的に公有財産の売却を行っていないため、財産を管理する公共施設マネジメント課において、今後は、公有財産利活用基本方針に基づき、積極的に売却する取り組みを行っていく予定です。このサービスが終了した後は、基本的には、一般競争入札を行っていくこととなりますが、具体的な手続きの仕組みなどについては、今後検討いたします。

《委員》

わかりました。ありがとうございます。私からは以上です。

《委員》

今のNo. 14の「市有財産売却（H31-1）」に関連してですが、「④落札者において取得財産をどのように活用するのか、市においてあらかじめ確認することになっているのか」との質問に対し、事前に売却の条件として、特約を付しているとのことでしたが、「(4) 所有権の移転から2年以内に建設すること」については、購入者から条件を満たした旨の報告を後から受けることになっているのでしょうか。市として、条件が履行されたことを、どのように事後に確認するようになっているのでしょうか。

《事務局》

先程も、この土地の経緯について、ご説明いたしました。集会所用地として自治会の利用に委ねており、長らく使用していない状態でありましたので、地区と交渉しまして、一部を残し売却を進めました。交渉の際に自治会から、周辺が戸建て住宅であるため、マンション等が建設できないようにしてほしいなどの要望がありました。

当市の場合、千葉ニュータウン事業区域内については、売却する際に買い戻し特約というものが付いていて、ルールを破った場合には買い戻しますという特約がありますので、その仕組みに倣って、今回条件として、特約を付しています。市としても、現地を確認し、履行されないような状況であるならば買い戻しを行うこととなりますが、現時点では問題ありません。

《委員》

履行状況については、何か報告を受けるというものではなく、随時確認していくということでしょうか。

《事務局》

はい。そのとおりです。

《委員》

わかりました。もう一点、別の案件についてよろしいでしょうか。

No.7の「舗装修繕工事（H31-5）」についてですが、この案件に関しては最低制限価格が「工事の設計額に10分の8を乗じて得た額」ということで要領に則って計算しているということでしたが、業務委託の最低制限価格運用要領では、10分の7となっております。当然、何らかの理由で業務委託と建設工事で異なるルール設定をされていると思いますが、業務委託について、以前は10分の9であったものを見直された経緯がありますので、建設工事についても、何年か毎に見直して、最低制限価格が適正な設定となっているかどうか検討する必要があると思います。

《委員長》

ご意見ということでしょうか。

《委員》

はい。意見です。

《事務局》

わかりました。今後、検討していきたいと思います。

《委員》

No.4の「七次台中学校柔剣道場吊り天井等耐震改修工事」についてですが、1回目と2回目に入札した業者の見積辞退理由は、「積算錯誤のため。」ということでしたが、どういうことでしょうか。

1回目の入札が、2,780万円。2回目の入札が、2,730万円で、予定価格が、2,720万円ということで、割と近い価格で入札されているが、それでいて積算錯誤という業者の説明理由がどういうことを言っているのか理解し難いです。

《事務局》

電子入札システム上に入力された辞退理由でありますので、推察することしかできませんが、不落随契の見積依頼をした際には、2回目の入札金額より下げることが可能と判断したが、見積書作成に当たり再積算したところ、更なる値下げは困難であったことから、「見積依頼承諾時の積算に錯誤があったため」として見積辞退されたと推察されま



す。

《委員》

もう一点伺います。No. 14の「市有財産売却（H31-1）」についてですが、予定価格の算定に当たっては、不動産鑑定を行って鑑定評価額を基に設定したとのことですが、不動産鑑定を依頼した会社は何者でしょうか。

《事務局》

不動産鑑定にあたっては、入札により委託業者を1者選定し、その1者により不動産鑑定を実施しております。

《委員》

わかりました。ありがとうございます。

《委員》

その不動産鑑定の入札結果については、今回の資料にないのでしょうか。

《事務局》

令和元年9月に鑑定結果が出ておりますので、前回の監視委員会の対象案件であったと思います。

《委員長》

他に質疑がないようですので、続きまして、議題2「平成31年度下半期分の指名競争入札契約の審査」について、事務局から審議事案の説明を求めます。

《事務局》

それでは、議題2「平成31年度下半期指名競争入札契約」について説明いたします。9ページのNo.24「道路改良工事（H31-4）」についてご説明いたします。

本工事の業種は「とび・土工・コンクリート工事」、執行理由は「本工事は、歩行者等の安全性の向上を図るため、市道12-002号線（富士地先）の安全施設設置及び歩道整備及び市道00-134号線（桜台地先）の安全施設設置を行うものです。」

業者選定については、

- ・指名業者数は10者。
- ・指名理由については、本工事は主に交通安全施設を設置する工事であり、道路交通法等の関係法令の知識を要することが求められることから、白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「とび・土工・コンクリート工事」に登録がある者の中から。同種工事の実績があり、県内及び近隣県に本店又は支店を置く業者を選定しました。

指名業者10者のうち、9者辞退、1者未入札で不調となった案件です。

10ページをご覧ください。

この案件については、委員よりご質問をいただいております。

「入札者すべてが辞退（未入札を含む）した理由は、どのように推察されるか。また、工事の緊急度は高くないのか」ということで、

辞退理由は、

- ・下請け業者の確保が困難であるため
- ・この工事等を受注した場合、技術者の確保が困難であるため が4者
- ・手持ち工事多く、さらに工事を受注することが困難であるため
- ・現在、技術者及び作業員が不足しているため
- ・当社の専門である工種が少なく、専門外が多いため
- ・会社都合のため

というものでした。

本案件につきましては、当初、指名競争入札（No.20）で「入札参加適格者名簿の大分類「土木一式工事」に登録されている者のうち、本工事と同種実績のあるC及びDランクの市内及び準市内の5業者」を指名し、入札を行いました。全者辞退のため不調となりました。

その後、選定業種を「土木一式工事」から「とび・土工・コンクリート工事」に変更し、指名業者を全て入替、業者数を5者から10者に増やして、再度入札を行ったものです。

入札者がすべて辞退した理由につきましては、辞退理由から、交通安全施設の設置工事が主たる工種であることから、当該工事を主に請け負っている事業者を指名しましたが、土木工事（側溝布設）が含まれていたことから、下請業者を探す手間や、小規模の工事が2箇所に分かれていることによる準備の手間がかかること。

また、年度末での発注であったため、各者手持ち工事、交通安全施設工事事業者は、区画線など下請工事なども多く抱えていたことなどにより辞退したものと推察されます。

工事の緊急度につきましては、歩行者等の安全性の向上を図るための緊急度の高い工事であることから、令和2年度当初に設計内容を見直すなどして、発注し、契約に至っております。

11ページをご覧ください。

No.31「プール施設ブロック塀等改修工事」についてご説明いたします。

本工事の業種は「建築一式工事」、執行理由は「白井第三小学校のプール施設ブロック塀は、倒壊の可能性があることから撤去新設工事を行うものです。」

業者選定については、

- ・指名業者数は7者。
- ・指名理由については、白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「建築一式工事」又は「土木一式工事」に登録がある者のうち、本市で実績のある者を選定しました。指名業者7者のうち、入札は1者（5者辞退・1者未入札）で、予定価格に達する入札がなく不調となった案件です。

12ページをご覧ください。

この案件には、委員より1つ、ご質問をいただいております。

「これまでは、2回目の入札額と予定価格の差額が、予定価格の1割未満であれば、原則随意契約にするとの説明であったが、今回、差額が予定価格の1割未満であるが、随意契約しなかった理由は何か」ということで、

本案件につきましては、令和2年1月9日に1回目の開札を行いましたが、予定価格に達する入札がなかったため、即日、再入札通知（受付締切日：1月10日）を発行しました。

1月10日の2回目の開札でも予定価格に達する入札がなく不調となったものです。

ご質問のとおり、開札後、再入札にするか、不落随契にするかにつきましては、市の内規により、再入札（2回目）において予定価格の110%以内の価格の者がいる場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定（再度の入札に付し落札者がいないとき）に基づく、いわゆる不落随契をするため、最低入札者から見積を徴することができます。

本案件についても、この規定に基づき最低入札者と随意契約にあたり、2回目の入札額より下げることが可能か確認したところ、出来ない旨の回答であったことから、随意契約に至らなかったものです。

13ページをご覧ください。

No.35「【債】白井市上下水道事業経営戦略策定業務委託」についてご説明いたします。

本業務の業種は「土木関係建設コンサルタント業務」、執行理由は「本業務は、公営企業の経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図ることを目的とした経営戦略について、既に策定済みである「白井市水道事業経営戦略」の改定と、新たに策定する「下水道事業経営戦略」を加えた「白井市上下水道事業経営戦略」を策定するものです。」

業者選定については、

- ・指名業者数は10者。
- ・指名理由については、本業務の遂行にあたっては、上下水道事業における関係法令や計画・技術等の業務を広範囲に熟知していることが必要とされることから、白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「土木関係建設コンサルタント業務」中分類「上下

水道及び工業用水道」及び「下水道」に登録があること。また、本業務又は、同等の業務等において実績があり、上下水道事業に精通している業者を選定しました。指名業者10者のうち、入札は10者となっています。

金額につきましては、  
予定価格 税抜きが 1,656 万円に対し、落札価格 税抜きで 880 万円、落札率は 53.14%

14 ページをご覧ください。

落札業者は、日本水工設計株式会社 千葉事務所となりました。

この案件には、お二人の委員より、ご質問をいただいております。

まず、

- ①業務はどのような内容か。
  - ②予定価格は、どのように算定したのか。
  - ③プロポーザルとすることは検討しなかったのか。
- との3つのご質問をいただいております。

「①業務はどのような内容か」につきましては、本業務は、公営企業が将来にわたり安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である経営戦略において、すでに平成29年3月に策定した『白井市水道事業経営戦略』の見直しと、新たに策定する『白井市下水道事業経営戦略』を加えた計画期間10年（令和3年度～令和12年度）とする『白井市上下水道事業経営戦略』を策定するものです。

「②予定価格は、どのように算定したのか」につきましては、単価については千葉県の積算基準に基づき、歩掛については下水道用設計標準歩掛表（令和元年度）に基づいて設計しました。

積算基準及び歩掛表にないものについては、見積書を徴取し設計しております。

「③プロポーザルとすることは検討しなかったのか」につきましては、総務省通知により、公営企業は令和2年度末までに策定しなければならないため、時間的制約があったこと。また、その総務省通知により『ガイドライン』と『マニュアル』が併せて示されており、そのガイドライン・マニュアルにおいて、経営戦略の見直し（水道事業）と策定（下水道事業）の詳細な手順や各試算の算定方法などが示されていることから、業者からの企画・提案、工夫がなくても品質を確保できると判断したため、価格競争入札方式を選択したものです。

つづきまして、「落札率が53.1%とかなり低く、業務の質が保てるか心配になる。最低制限価格のようなものを設けないのか」とのご質問です。

一般競争入札につきましては、競争性が高く、低廉な調達が可能である反面、ダンピング受注が起りやすく、手抜きや下請けへのしわ寄せにつながる可能性があるため、最低制限価格を設けておりますが、本件にあつては、実績などから市が信頼のおける業者を指名しているため、最低制限価格を設けておりません。

また、測量等コンサルタントにつきましては、建設工事事業者の経営事項審査のような客観的指標がなく不良不適格事業者の排除が容易でないため、品質の確保が懸念されることから、同種業務の実績や会社の規模を見極めて指名競争入札としております。

15ページをご覧ください。

No.39「非常用井戸水質検査業務委託」についてご説明いたします。

本業務の業種は「検査・分析」、執行理由は「災害時のライフライン途絶下における飲料水及び生活用水確保を目的として整備した非常用井戸の水質が良好な状態であるか、水道法第20条第1項の規定に準じ水質検査を実施するものです。」

業者選定については、

- ・指名業者数は5者。
- ・指名理由については、白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「検査・分析」、中分類「水質検査」に登録のある者のうち、水道法第（※大の字が違っておりました。失礼いたしました。）20条の厚生労働大臣登録水質検査機関であり、千葉県内を水質検査実施区域として登録している者を選定しました。

指名業者5者のうち、入札は4者、1者辞退となっております。

金額につきましては、

予定価格 税抜きが55万円に対し、落札価格 税抜きで55万円、落札率は100%です。

16ページをご覧ください。

落札業者は、株式会社 総合環境分析となりました。

この案件には、委員より1つ、ご質問をいただいております。

「落札率が100%となっているが、その理由として考えられるものはあるか」とのこと、

本案件につきましては、当初、指名競争入札（No.38：令和元年11月21日開札）で入札を行いましたが、予定価格に達する入札がなく不調となりました。

その後、仕様書の内容を一部変更し、設計額は同額のまま、指名業者を一部入替、再度入札を行ったものです。

本案件の落札者は、当初入札の最低入札者であることから、仕様書の変更を踏まえ、入札した結果であると考えられます。

参考に仕様書の変更内容につきましては、当初、採水前に「30分程度放水」した後

に採水すること。」としていたものを「15分程度放水」に変更しております。

非常用井戸は11箇所あり、30分の放水では、放水だけで約6時間程度要すこととなり、放水時間を半減することにより、採水日数を低減しております。

17ページをご覧ください。

入札がなく、不調となった4つの案件について、ご説明いたします。

No.24は、先程も説明しましたとおり、No.20の再入札案件になりますので、No.19、No.20、No.27の3つの案件について見てみますと、3件は、何れも市内・準市内業者から指名業者を5者選定し、指名通知日及び開札日が同日、予定価格も概ね同規模の案件でしたが、全者辞退により不調となったものです。

18ページをご覧ください。

この案件には、委員より1つ、ご質問をいただいております。

「今回の指名競争入札案件では、辞退で終わったものが多く見受けられ、落札されたものでもNo.22、No.26、No.28、No.29などのように辞退が多く見られるが、特に再入札になった案件について考えられる理由は」とのことで、

各案件における指名業者の辞退理由は次のとおりです。

【No.19】

- ・作業員の確保が困難であるため（2者）
- ・積算の結果、採算が合わないため
- ・手持ち工事が多く、さらに工事等を受注することが困難であるため
- ・会社都合（代表者が体調不良）のため

【No.20】

- ・作業員の確保が困難であるため（2者）
- ・積算の結果、採算が合わないため
- ・手持ち工事が多く、さらに工事等を受注することが困難であるため
- ・会社都合（代表者が体調不良）のため

【No.24】

- ・下請け業者の確保が困難であるため
- ・この工事等を受注した場合、技術者の確保が困難であるため（4者）
- ・手持ち工事多く、さらに工事を受注することが困難であるため
- ・現在、技術者及び作業員が不足しているため
- ・当社の専門である工種が少なく、専門外が多いため
- ・会社都合のため

【No.27】

- ・作業員の確保が困難であるため（2者）
- ・積算の結果、採算が合わないため
- ・下請け業者の確保が困難であるため
- ・会社都合（代表者が体調不良）のため

特にNo.19、No.20、No.27は、同時期の入札であること。また、同規模の工事であることから、指名業者数等の基準（市内及び準市内業者、ランク）が同一となり、指名業者の大半が重複指名となったこと。

市内業者は、小規模な事業者が多く、年間工事等（道路維持工事、側溝清掃など）を含む複数の案件を既に受注していたため、作業員の確保が困難であったり、会社都合（代表者の体調不良）なども重なり、辞退となったものと考えられます。

その後、指名業者をNo.19では、「同種工事实績があるB及びCランクの市内、準市内及び隣接市内に本店又は支店を置くもの」、No.27では、「同種工事实績がある市内・準市内・県内業者（A～Cランク）」に見直して、再度入札し、契約に至っております。

以上で指名競争入札案件の審議事案の説明とさせていただきます。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 《委員長》

事務局からの説明が終わりました。

ご意見、ご質問等がございましたら、発言をお願いいたします。

なお、発言の際は、審議事案説明書の事業名をおっしゃってから発言をお願いします。

#### 《委員》

私からは、No.35「【債】白井市上下水道事業経営戦略策定業務委託」についてですが、「①業務はどのような内容か」との質問に対する回答で、以前に策定した『白井市水道事業経営戦略』の見直しと、新たに策定する『白井市下水道事業経営戦略』を加えた、『白井市上下水道事業経営戦略』を策定するものということでしたが、このような経営戦略は、市で策定できるものではないかという印象を持ちますが、外部委託しないとできないものなのか、もう少し詳しい内容説明をお願いします。

#### 《事務局》

市で策定する計画には2種類ありまして。一つは法定で策定を義務付けられた計画と もう一つは任意で策定する計画があります。本件につきましては、専門性ですとか分析が必要となる計画であるため、そういった場合には入札や、プロポーザルにより外部委託を行っております。中には国がシステムを開発して、そこに必要な数値等を入力すれば分析ができるといったこともありますので、そのような場合には、委託をせずとも策定できる形態もあります。感覚的には、計画策定に際しては、外部委託するケースが多いと思います。

《委員》

わかりました。経営戦略というタイトルだけ見ますと、現状こういう状況ですとか、今後、例えば3年から5年以内にこういうところを修繕する必要がありますとか、そういう計画ですので、まさに市の方でデータを持っているので、市が経営戦略を策定するに相応しいと思いましたので、あえて入札を行う必要があるのかなど。やはり、専門性が高いものについては、入札（外部委託）が必要という認識でよろしいのでしょうか。

《事務局》

はい。また、別の手法とすれば、プロポーザルという、結果的には随意契約ではありますが、価格競争だけではなく、複数の業者からいろいろな提案を受け、その提案について市で審査し、その内の1者と契約するといった方法がありますが、計画策定については、プロポーザルを用いることの方が、今は多いと思います。

《委員》

わかりました。ありがとうございます。私からは以上です。

《委員》

私からは、2点お伺いしたいのですが、1点目がNo.39「非常用井戸水質検査業務委託」についての質問ですが、先ほど落札率が100%になった理由ということで、ご説明いただいた内容について、もう少し詳細について伺いたいのですが、仕様書の内容を一部変更し、設計額は同額のまま、指名業者を一部入替で、再度入札を行ったとのことで、放水の時間を変更したということでしたが、これが100%という結果にどのように結びついたのかというところを、もう少し教えてください。

《事務局》

説明させていただきましておおり、本案件につきましては、当初、指名競争入札（No.38）で入札を行いました。その際には本件落札者である（株）総合環境分析が最低額の税抜き63万円で応札しておりましたので、（株）総合環境分析としては、自社が最低入札者であったことは認識していた状況であります。この結果や市の予算書などを参考に、入札した結果であると考えられます。

《委員》

私も専門外なので、よく分からないのですが、30分の放水を15分程度の放水に変更すると、当初のNo.38での63万円の入札額が、55万円に落ちるのではないかと聞いたことが、何らかの計算式で導かれたので、仕様書を変更したということなのではないでしょうか。

《事務局》

市の積算に対する考え方についてのご質問でよろしいでしょうか。



《委員》

結局のところ、おそらく 55 万円という設計金額について、市の中で決めていたと思うのですが、当初のNo.38 での最低入札者に、この設計金額での入札を望んでいたのに、30 分の放水を 15 分に変更したと思うのですが、これにより、見積額が約 8 万円下がるという計算があった上で、仕様書変更されたという考え方でよろしいのでしょうか。

《事務局》

既に予算上限額での設計金額となっていたため、当初のNo.38 での入札金額内訳書の結果を踏まえて、採水日数を低減する仕様書変更としたものです。

《委員》

これは各者の都合だと思うのですが、当初のNo.38 の入札金額より、本件入札金額の方が上がっている入札者がいたので、どういうことなのかなと思ひまして、いろいろと伺わせていただきました。ありがとうございました。

もう一点が、辞退により再入札となった案件をまとめて、お伺いした件についてですが、回答の中で「同時期の入札であること。指名業者の大半が重複指名であること。」とありましたが、不調案件を見る限り、私もこれが主だった理由であるのかなと思います。先ほどの一般競争入札のNo.4 とNo.5 の不調となった案件も同じような関係があったようですから、おそらくそう言うことだろうと思いますが、せっかく指名競争入札を行うのですから、指名業者が重複しないようにする工夫はないのでしょうか。

《事務局》

今回、取り上げられた 250 万円程度の規模の案件ですと、市の基準では市内・準市内業者を優先的に指名することになりますが、白井市の場合、市内・準市内業者数が少ないものですから、なかなか重複しないように選定することが難しい事情があります。

《委員》

おそらく、入札を実施される担当者さんも、毎回毎回このような状況では、すごく大変なことだと思います。地方自治法などの関係から市独自での改善は難しいと思いますが、うまく工夫できるものはないかと思ひまして、私も具体的な工夫を提案できない中で勝手なことを申し上げてすみませんが、思ったところでしたので意見させていただきました。

《事務局》

指名業者の重複が不調の原因となっていることが結構多く、また、業務が後半に集中することも問題となっております。お話のありました、地方自治法上の問題でいえば、市の場合、一会計年度で全てを終わらせなければならないという大原則がありますが、場合によっては複数年度に設定することは、予算措置としては可能なので、例えば 2 ケ

年の設計を組んで、予算措置することで、発注時期を分散させることができます。現に千葉県などでは実施されていると伺っておりますので、いただいたご意見を参考に検討していきたいと思っております。

《委員》

わかりました。私からは以上です。

《委員》

私からは、No. 35 「【債】白井市上下水道事業経営戦略策定業務委託」について1点お伺いいたします。委員からも落札率が53.1%であったことについて、ご意見・ご質問が出ており、事務局からの回答がありました。実は私も白井市の本委員会の委員に就任させていただきました早い時期に測量等コンサルタント業務につきまして最低制限価格制度を設けた方が良いのではないですかと、連続して何回か、この委員会でご質問したことがございまして、その結果、そのような制度を設けている公共団体はあるけれども、この近辺ではまだ少ないとお話がありました。その回答から2年くらい経過していると思いますが、私の持論としては、測量等コンサルタント業務につきましても、やはり最低制限価格制度を設けた方が良いのではないかという意見を持っております。その3、4年前の回答の時も、私の記憶では国とか県、千葉市など主要な市では、最低制限価格を設けているけれども、まだ比較的小さな市では設けていないということでございました。改めて現状を国、県、近辺の公共団体がどのような制度になっているのか、直近の状況をお調べいただき、出来れば、次回にでも市の検討結果を報告いただければと思います。これは、回答はおりませんので、お願いということでとどめさせていただきます。

《事務局》

承知いたしました。次回までに県内の状況を調査したいと思います。

《委員》

最低制限価格制度を設けない理由としては、先ほど回答があったとおりの理由しかないとは思いますが、一方で市が信頼できる業者であっても、いろいろな状況においてダンプ受注により、中身の薄い結果に絶対ならないとは限らないわけですから、そういう意味で私の気持ちは変わらないことをくどいようですが申し上げます。

《事務局》

わかりました。ありがとうございます。次回までにお調べして報告させていただきたいと思っております。

《委員長》

続きまして、議題3「平成31年度下半期分の随意契約の審査」について、事務局から審議事案の説明を求めます。

《事務局》

それでは、議題3「平成31年度下半期分の随意契約の審査」について説明いたします。

19ページをご覧ください。

No.46「白井市第3次環境基本計画策定業務委託」についてご説明いたします。

執行理由は、「令和2年度で終了する白井市第2次環境基本計画の次期計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）を策定するため、策定業務を委託するものです。」

随意契約理由は、

計画策定業務の委託であり、本市の状況を踏まえた計画内容、調査研究について、事業者からの提案等が期待できるプロポーザル方式を採用し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約としました。

金額につきましては、

設計金額 税抜きが1,491万6,000円に対し、契約金額 税抜きで1,350万円、説明書の税抜き金額が1桁足りない、誤表記となっておりました。失礼いたしました。落札率は99.56%

20ページをご覧ください。

契約の相手方は、株式会社 建設技術研究所 千葉事務所です。

この案件には、お二人の委員より、ご質問をいただいております。

まず、「本案件の業務内容について確認したい」ということで、

白井市第3次環境基本計画は、白井市環境基本条例の基本理念の実現に向け、環境面から市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、環境保全と創造に関する長期的な目標や施策の方向性を示し、計画的に推進するために策定します。

本件業務内容は、白井市第3次環境基本計画策定に係る環境基礎調査、アンケート調査（環境に関する意識、環境に対する満足度・不満・改善・要望、環境保全への取り組み等）の実施・結果の分析、骨子案の作成、審議会等の各種会議の対応、計画書の印刷製本等です。

続きまして、「プロポーザルの内容、委託先にふさわしいと判断された理由を確認したい」とのご質問です。

プロポーザルの審査方法は、事務局による一次審査、選定委員会による二次審査によ

るものです。

一次審査は、会社概要、業務実績及び見積書について客観的に得点を算出し、審査を行いました。

二次審査は、業務提案書の内容及びプレゼンテーションについて、総合的に審査し、評価を行いました。

委託先については、一次審査及び二次審査を通して、業務実績、専門性、企画力、創造性、価格等を勘案し、総合的な見地から、委託先としてふさわしいと判断しました。  
※プロポーザルですので、個々の審査結果の詳細について、あまり公にできないのですが、担当課に確認したところ、判断の主な理由としては、計画策定に当たり、業務体制が他者よりも充実していることや、計画策定後の提案が優れていたことです。

23ページをご覧ください。

No.48「土質調査業務委託（H31-1）」についてご説明いたします。

執行理由は、本委託は、工業団地アクセス道路工事において軟弱地盤対策工（盛土）を行う中で圧密沈下が収まらず、設計と異なる挙動を示しており地盤調査を行い、より精緻な地盤構成を把握しなければ工事を進めることができないことから、地盤調査を委託するものです。

随意契約理由は、

地盤調査の結果により軟弱地盤対策工の設計を修正する必要があり、設計業務と密接に関連する業務となります。本業者は土質調査解析業務委託（H28）において地質調査及び軟弱地盤対策工の設計を行っていること、また本路線の道路設計及び修正設計業務も行っております。本委託は現況地盤の特性、軟弱地盤対策工の検討結果、道路設計の内容等を十分に把握している同業者が引き続き行うことで業務がより正確なものになると考えられるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約しました。

金額につきましては、

予定価格 税抜きが574万円に対し、契約金額 税抜きで550万円、落札率は95.81%

24ページをご覧ください。

契約の相手方は、開発虎ノ門コンサルタント株式会社 千葉事務所です。

この案件には、委員より1つ、ご質問をいただいております。

「一般的な土質調査であれば、随意契約ではなく指名競争入札によるものと考えられるが、随意契約とした理由は何か。」ということで、

工業団地アクセス道路工事においては、軟弱地盤対策工（盛土）を行う中で圧密沈下

が収まらず、設計と異なる挙動を示しているため、地盤調査を行い、より精緻な地盤構成を把握しなければ工事を進めることができない状況でありました。

このことから、地盤調査の結果により軟弱地盤対策工の設計を修正する必要があるため、本委託は、設計業務と密接に関連する業務となります。

また、本業者は土質調査解析業務委託（H28）において地質調査及び軟弱地盤対策工の設計を行っており、又本路線の道路設計及び修正設計業務を行っております。

よって、本委託は現況地盤の特性、軟弱地盤対策工の検討結果、道路設計の内容等を十分に把握している同業者が引き続き行うことで、より正確な委託成果が得られると考えました。

以上、随意契約の審議案件の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 《委員長》

事務局からの説明が終わりました。

ご意見、ご質問等がございましたら、発言をお願いいたします。

なお、発言の際は、審議事案説明書の事業名をおっしゃってから発言をお願いします。

#### 《委員》

私からは特にありません。

#### 《委員》

私からは、No.46「白井市第3次環境基本計画策定業務委託」について質問させていただいた「委託先にふさわしいと判断された理由」の回答で、業務体制が他者よりも充実していたとの説明がありましたが、プロポーザルに至るまでの過程において、何者か打診したり、ヒアリングを行う中でプロポーザル方式を採用しようと考えられ、いくつかヒアリングする中で、今回の契約先の会社の業務体制が充実しているという判断されたという意味でしょうか。

#### 《事務局》

先程の案件でもご説明させていただきましたとおり、計画策定の際にプロポーザル方式を採用して、委託業者を選定することが多いのですが、その場合はある計画策定について、複数者から提案をいただきます。その後、全く同じ条件で各事業者の計画策定に対するプレゼンテーションをしていただきます。その際には会社名を伏せて、A者、B者というように、それは大手の会社ですと先入観でここと契約したいという考えが働いてしまいますので平等な状況で実施いたします。基本的には、職員になりますが、プレゼンテーションの内容を聞いて、予め設定された審査基準を基に採点を行い、点数により最終評価をいたします。評価内容につきましては、担当課に聞き取りしましたところ、先ほどの内容であったとのことでした。

《委員》

わかりました。ありがとうございます。

《委員》

おそらく、21ページの一番下のところのプロポーザル参加者のところに、今回の契約者と外5者と書いてありますので、合計6者いらっしゃったということでしょうか。

《事務局》

はい。そのとおりです。

《委員》

私からは、No.48「土質調査業務委託（H31-1）」についてお伺いいたします。随意契約理由や質問の回答ではじめてわかったのですが、平成28年頃から土質調査をして、軟弱地盤対策工の設計をしたけれども、想定した以上に圧密沈下が起こって市としては困っていると、一言で言えばそういう状況でしょうか。そのような中で、再度、土質調査を行おうとするときに従前の業者と随意契約を行ったというのが今回の案件だと思います。私の意見とすれば、このようなやり方でおかしいとは思えないですが、逆に、この会社を指名しないで、他の会社に委託する方が、今はそのようなやり方の方が多いのではないかと思えます。というのも、今まで受託してきた会社は、土質調査をして、このくらい圧密するであろうと、だからこういう対策をしようとしたが、そのとおりには行かなかったわけですね。ということは、その会社の設計が、現地にあっていなかったわけです。私からすれば、またその会社に委託し、税金を投入するというのは得策ではないと思えます。むしろそうではなく、その会社は一旦除外して、入札を行い別の会社に委託し、過去の調査結果等、全て示して新たな圧密設計、道路設計を行った方が、より幅の広い設計の手法、成果が得られるのではないかと思えます。確かに市の担当者からすれば、従前の業者に委託する方が楽でしょう。でも、また同じ結果、方向性に出る可能性があります。この意見については、財政課として回答することは無理でしょうから、それは結構ですけれども、事業課に対し適切な厳しいやり方で意見を伝えていただければと思います。

《事務局》

随意契約の審査については、副市長を委員長とした審査会がありまして、そこに諮ることとなりますので、今日いただいたご意見を報告いたしまして、今後は単に従前の業者に委託するのではなく、いただいたご意見のような考察も踏まえて、しっかり検討するように会の委員に伝えたいと思います。

《委員》

そこは、税金を投入するわけですから、一言で言えば、これまでの会社は、きちんと

設計ができていなかったわけですから、そこにまた委託をするのかということになりますから、是非ともお伝え願いたいと思います。私からは、以上です。

《委員長》

その他、入札契約についてご質問がありますか。

《委員》

特にございません。

《委員長》

平成31年度下半期分の入札契約及び随意契約について、市長へ不適切な点、改善点として報告することはありますか。

《委員》

特にございません。

《委員長》

続きまして、議題4のその他について事務局から何かありますか。

《事務局》

委員のみなさまにおかれましては、今年の12月31日をもって任期となります。よって、通常の会議としましては、今回が最後となります。これまで慎重なるご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

《委員長》

本日の予定は全て終了しましたので、以上を持ちまして白井市入札等監視委員会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。

《委員2名・事務局》

ありがとうございました。